

【2】住所証明書類 - ④住基カード

氏名、住所、有効期限（失効まで三ヶ月以上）が鮮明な住基カードのコピーをご提出ください。

※住基カードを住所証明書類とする場合、ご本人確認書類として使用できません。ご本人確認書類は別の書類が必要となります。

※住基カードに「住所」の記載がない場合は不可となります。

※鮮明とは、下記画像のように、写真や文字が、ぼけることなく、はっきりと見えること。

